

924

別記様式第35号（規格A4）（第4条関係）

医療法人決算届

令和7年10月10日

群馬県知事 へ

主たる事務所 群馬県前橋市大手町一丁目5-11

所在地 大手町ビル1階

名称 医療法人あかぎ

理事長 西山 佳秀

医療法第52条第1項及び医療法施行規則第33条の規定により、医療法人の決算を次のとおり届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 決算を承認した社員総会（理事会）の議事録の写し



様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 6 年 7 月 1 日 至 令和 7 年 6 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人あかぎ
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 群馬県前橋市大手町一丁目 5-11 大手町ビル 1 階
- (3) 設立認可年月日 平成 2 8 年 7 月 2 7 日
- (4) 設立登記年月日 平成 2 8 年 8 月 1 0 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	西山 佳秀	
理 事	斎藤 厚	
同	大塚 武彦	太田デンタルクリニック 管理者
同	飯島 克	デンタルケア深谷 管理者
同	小林 圭一	オーラルケア前橋デンタルクリニック 管理者
同	水谷 京子	西岐阜デンタルクリニック 管理者
同	高橋 彬子	館林デンタルクリニック 管理者
同	藤井 智香	デンタルヘルスケアクリニック 管理者
同	丹羽 勝典	
同	高橋 太朗	
同	井ノ上 靖尊	デンタルケア与野 管理者
同	新保 万里	医療法人あかぎデンタルケア西東京 管理者
同	岩科 雅範	医療法人あかぎ伊勢崎デンタルクリニック 管理者
監 事	高野 博幸	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可 病床数
診療所	館林デンタルクリニック	1032630020	群馬県館林市東美園町 17 番地 22 ミューアイ帯津ビル 101 号	
診療所	デンタルヘルスケアクリニック	1331383421	東京都渋谷区広尾五丁目 16 番 11 号マルチヒロオ 201	
診療所	オーラルケア前橋デンタル クリニック	1030130247	群馬県前橋市大手町一丁目 5-11 大手町ビル 1 階	
診療所	デンタルケア深谷	1134601241	埼玉県深谷市原郷 2120 番地 4	
診療所	太田デンタルクリニック	1032530386	群馬県太田市東別所町 135 地 1	
診療所	西岐阜デンタルクリニック	2130107648	岐阜県岐阜市市橋五丁目 5-10	

診療所	デンタルケア与野	1136530695	埼玉県さいたま市中央区大字下落合 1050 T.T.C ビルディング 四季の棟 201 号室	
診療所	医療法人あかぎ デンタルケア西東京	1335441084	東京都西東京市柳沢 6 丁目 4 番 3 号 柳沢六丁目アパート 107	
診療所	医療法人あかぎ 伊勢崎デンタルクリニック	1030230450	群馬県伊勢崎市八幡町 69 番地 1	

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーション FIRST	群馬県前橋市総社町二丁目 5 番地 12NHビル 1 階 2 号室	
訪問看護ステーション FIRST 渋川	群馬県渋川市行幸田 204 番地 4	
訪問看護ステーション FIRST 伊勢崎	群馬県伊勢崎市東小保方町 3519 雄宝ビル 203 号	
訪問看護ステーション FIRST 太田	群馬県太田市東別所町 135 番地 1	
ケアプランセンター FIRST	群馬県前橋市総社町二丁目 5 番地 12NHビル 1 階 2 号室	

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 7 月 23 日 居宅介護支援事業所の移転、訪問看護事業所の移転、定款の一部変更承認の件、居宅介護支援事業所の管理者選任の件、訪問看護事業所の管理者選任の件、本社団の事業計画及び予算の変更設定の件

令和 6 年 8 月 31 日 第 7 期(令和 4 年度)事業報告及び決算書類等の承認、役員報酬額、賞与額の承認

令和 6 年 9 月 6 日 診療所移転の件、定款の一部変更承認の件、本社団の事業計画及び予算の変更設定の件

令和 6 年 12 月 20 日 理事、管理者選任の件

令和 7 年 3 月 28 日 理事及び管理者選任の件

令和 7 年 6 月 16 日 新規診療所開設の件、理事選任の件、定款の一部変更承認の件

令和 7 年 6 月 30 日 第 9 期(令和 7 年度)の事業計画及び収支予算の決定

(4) 当該会計年度内に発行した医療機関債 なし

(5) 当該会計年度内に購入した医療機関債 なし

(6) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和 7 年 1 月 1 日 ケアプランセンター FIRST 開設

令和 7 年 3 月 1 日 訪問看護ステーション FIRST 太田 開設

令和 7 年 3 月 1 日 医療法人あかぎ伊勢崎デンタルクリニック開設（診療所移転）

(7) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容 なし

(8) そ の 他

法 人 名	医療法人あかぎ
所 在 地	群馬県前橋市大手町一丁目5-11 大手町ビル1階

財 産 目 録
(令和7年6月30日現在)

1. 資 産 額	366,344 千円
2. 負 債 額	289,649 千円
3. 純 資 産 額	76,695 千円

(内 訳)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	289,771
B 固 定 資 産	76,573
C 繰 延 資 産	0
D 資 産 合 計 (A+B+C)	366,344
E 負 債 合 計	289,649
F 純 資 産 (D-E)	76,695

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法 人 名 医療法人あかぎ

所 在 地 群馬県前橋市大手町一丁目5-11 大手町ビル1階

貸 借 対 照 表

(令和7年6月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	289,771	I 流動負債	71,893
II 固定資産		II 固定負債	217,756
1 有形固定資産	57,730	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	2,015	負 債 合 計	289,649
3 その他の資産	16,828	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
III 繰延資産	0	I 資本剰余金	
		II 利益剰余金	64,695
		1 代 替 基 金	
		2 その他利益剰余金	64,695
		III 評価・換算差額等	
		IV 基 金	12,000
		純 資 産 合 計	76,695
資 産 合 計	366,344	負債・純資産合計	366,344

様式4-2

※医療法人整理番号 00924

法 人 名	医療法人あかぎ
所 在 地	群馬県前橋市大手町一丁目5-11 大手町ビル1階

損 益 計 算 書
(自 令和6年7月1日 至 令和7年6月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	691,232
2 事業費用	652,220
本来業務事業損失	39,012
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	141,925
2 事業費用	162,778
附帯業務事業損失	△ 20,853
事業利益	18,159
II 事業外収益	4,836
III 事業外費用	2,316
経常利益	20,679
IV 特別利益	
V 特別損失	601
税引前当期純利益	20,077
法人税等	4,461
当期純損失	15,616

様式5

法人名 医療法人あかぎ
所在地 群馬県前橋市大手町一丁目5-11 大手町ビル1階

※医療法人監理番号 0 0 9 2 4

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人あかぎ

理事長 西山 佳秀 殿

私は、医療法人あかぎの令和 6 会計年度（令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 8 月 30 日

